

宮崎市見積活用方式による公募型指名競争入札（解体工事）の試行について

概要

- ・ 設計金額（予定価格）の積算に当たり、入札参加対象者の見積を活用する方式。
- ・ 対象は、設計における見積採用の割合が高い解体工事。

< 従来の設計・指名方法 >

- ① 見積を複数業者に個別に依頼し、提出された見積を参考に設計。
- ② 指名業者は、受注状況等を考慮して選定。（見積提出業者と指名業者は整合しない）

< 見積活用方式による設計と公募型指名競争入札の方法 >

- ① 見積等の提出を公募し、提出された見積を基に設計。
- ② 見積提出業者のみを指名し、指名競争入札を実施。

※ 見積提出業者が1者以下となった場合、又は提出された見積を基に設計した額が、予算額を超える場合などは、公募型指名競争入札は実施しない。

施行

令和5年10月以降に発注する案件から適用

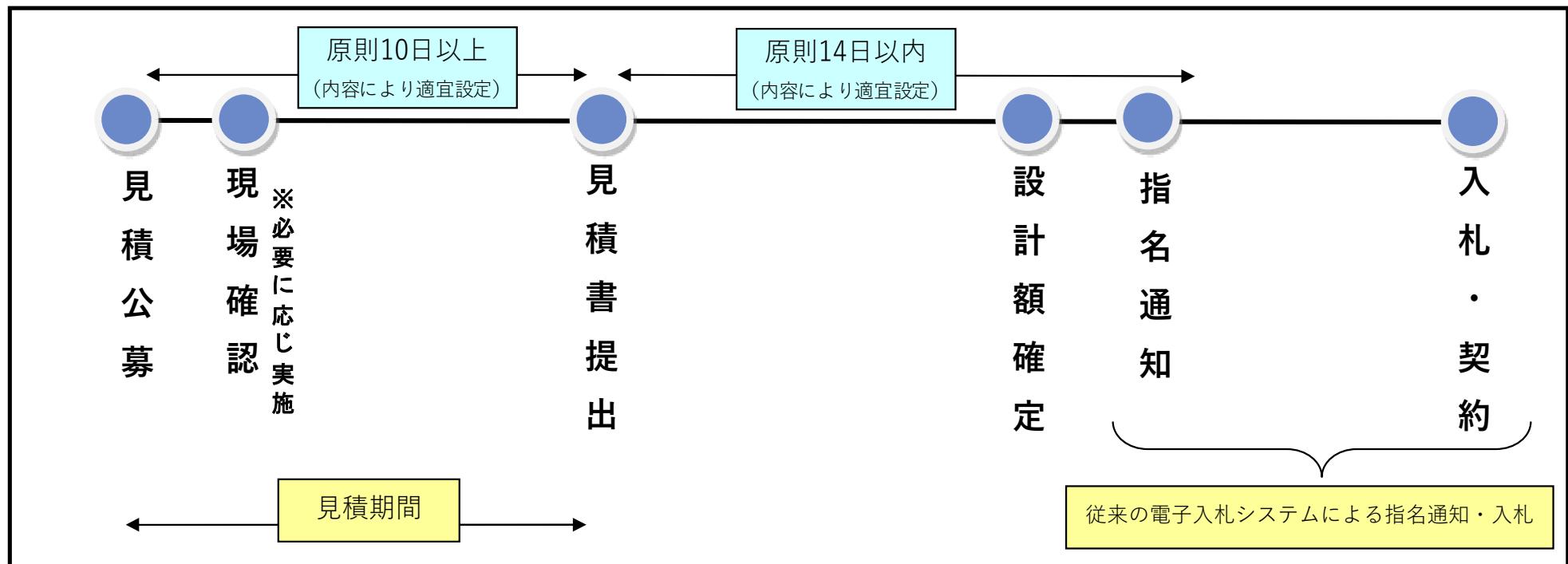
解体工事見積提出者要件

※ 詳細は、案件の見積等の提出を公募する際に提示

- ① 名簿登載：宮崎市競争入札参加資格者名簿（市内）に解体工事の登録があること
- ② 手持制限：発注時における解体工事の受注状況を考慮し、1件以内で設定
- ③ 施工実績：宮崎市発注の解体工事を元請で施工した実績を有すること

宮崎市見積活用方式による公募型指名競争入札の試行について

手続の流れ



見積等の提出を依頼する公募の方法

- ① **掲載場所**：宮崎市ホームページ ※ 入札情報サービスには掲載しない
 - ② **掲載日**：火曜日又は木曜日（案件のある場合のみ）
 - ③ **掲載内容**：工事名、場所、予定期、見積提出期限、入札予定期等
- ※ 見積様式のほか、見積に必要な図面等を市ホームページに掲載